

空調夏期契約  
(選択約款)

【燕地区】

平成 29 年 4 月 1 日実施

白根瓦斯株式会社

## 目 次

1.	約款の適用 .....	1
2.	選択約款の変更 .....	1
3.	用語の定義 .....	1
4.	適用条件.....	1
5.	契約の締結 .....	1
6.	契約期間.....	2
7.	使用量の算定 .....	2
8.	料金 .....	2
9.	料金の支払方法 .....	3
10.	延滞利息.....	3
11.	単位料金の調整 .....	3
12.	名義の変更 .....	3
13.	契約の変更または解約 .....	3
14.	その他 .....	3
	付則.....	4
	(別表).....	5

## 1. 約款の適用

この選択約款は、夏期の空調分野におけるガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の冷房時全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し、3.6を乗じた値(小数点以下切り捨て)といたします。ただし、1立方メートル未満の場合は、1立方メートルといたします。
- (3) 「冬期」とは、12月分から3月分までをいい、「その他期」とは4月分から11月分までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款については8パーセントといたします。

## 4. 適用条件

この選択約款は、燕地区において空調用熱源機のエネルギー源としてのガスの使用量を算定する専用のガスメーター(以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置することができる需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、契約使用可能量を定めて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、月別予定使用量、年間予定使用量を参考に、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約1種または空調夏

期契約2種のいずれかを契約していただきます。

- (4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時的不使用による解約の場合はこの限りではありません。(5)において同じ)
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期限満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本選択約款にもとづき契約を開始した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みによりその使用量を算定いたします。

## 8. 料金

- (1) 当社は、料金算定期間の末日(検針日)がその他期に属する場合には、別表2の料金表1を適用し、料金算定期間の末日(検針日)が冬期に属する場合には、別表3の料金表2を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延伸いたします。

また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、ガス小売供給約款の定めによるものとします。

## 9. 料金の支払方法

ガス小売供給約款に準じます。

## 10. 延滞利息

ガス小売供給約款に準じます。

## 11. 単位料金の調整

ガス小売供給約款に準じます。

## 12. 名義の変更

ガス小売供給約款に準じます。

## 13. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または2(2)、もしくは2(3)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものといたします。

## 14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この選択約款は平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

(別表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) その他期の基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) (1)から(4)の定めを算式に表すと下記のとおりです。
- ① その他期  
料金  
＝定額基本料金  
＋流量基本料金単価×契約使用可能量  
＋従量料金(基準単位料金＋調整単位料金)×使用量
- ② 冬期  
料金  
＝基本料金＋従量料金(基準単位料金＋調整単位料金)×使用量
- (6) 料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)
- 料金に含まれる消費税等相当額  
＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

## 2. 料金表1

その他期

### (1) 適用区分

料金表A 空調夏期契約1種に適用いたします。

料金表B 空調夏期契約2種に適用いたします。

### (2) 料金表

#### ① 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

##### a. 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	13,500.00円
-------------------	------------

##### b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	814.32円
------------	---------

##### c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	73.38円
------------	--------

##### d. 調整単位料金

c.の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### ② 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

##### a. 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,240.00円
-------------------	-----------

##### b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	814.32円
------------	---------

##### c. 基準単位料金

1立方メートルにつき	78.81円
------------	--------

##### d. 調整単位料金

c.の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 3. 料金表2

冬期

#### (1) 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が25立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が350立方メートルをこえる場合に適用いたします。

#### (2) 料金表

##### ① 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

###### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	421.20円
-------------------	---------

###### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.74円
------------	---------

###### c. 調整単位料金

b.の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

##### ② 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

###### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	464.40円
-------------------	---------

###### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	100.01円
------------	---------

###### c. 調整単位料金

b.の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,239.84円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	97.80円
------------	--------

c. 調整単位料金

b.の基準単位料金をもとに11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。